

答 申

第 1 審査会の結論

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が、平成 30 年 12 月 19 日付け 30 河第 202 号で審査請求人に対して行った公文書不開示決定（公文書不存在）（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求の内容

審査請求人は、平成 30 年 10 月 22 日付けで、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により実施機関に対して、以下の内容について、開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (1) 佐々町に付与されているかんがい用水利権（東部灌排水利権）について、平成 24 年 3 月 31 日までとする許可期間の更新手続きを行うにあたり、当該更新後は翌年から毎年、許可期間を 1 年とする異例の更新が行われ続けているところ、それぞれの更新時における県北振興局と佐々町間で打ち合わせや協議等が行われた協議録などの文書。
- (2) これまでに、河川管理者として流量観測を実施して得た流量に関する情報及びこれまでに水利権許可申請を行った者が当該申請書に添付した流量に関する情報を示した文書の全部。
- (3) 設定地点にかかわらず、河川管理者として認識している「基準渇水流量」、「河川維持流量」の数値が示された文書・資料などの全部。

2 本件処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対し、平成 30 年 12 月 19 日付けで、「請求内容(1)及び(2)については申請された内容の文書は保有していないため、請求内容(3)については設定していないため保有していない。」として本件処分を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、

本件処分を不服として、実施機関に対し平成 31 年 3 月 4 日付けで審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

第 3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「本件処分を取り消すとの裁決を求める」というものである。

2 審査請求の理由及び反論書等における実施機関への反論

審査請求人が審査請求書、反論書及び意見陳述書等において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 前記「第 2 の 1」本件開示請求(1)及び(2)の文書については、決定通知書の理由の記載が不明確であり、本件文書が原始的に存在しないのか、何らかの原因で現在は保有していないのか不明であり本件処分には理由不十分の違法がある。
- (2) 同本件開示請求(3)の文書について、二級河川佐々川の河川管理者として、水利権許可申請に係る事務を執り行う職責を有しているところ、当該事務の遂行に当たっては「基準濁水流量」や「河川維持流量」等の数値に係る情報は必要不可欠なものであり、設定しておらず不存在とする理由は明らかに虚偽であり、本件文書を隠蔽している。

第 4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、弁明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

1 原処分を妥当とした理由について

- (1) かんがい用水利権の許可更新に係る協議に関する文書は作成していない。
- (2) 佐々川に関しては流量観測を実施しておらず、これまでに水利権許可申請を行った者が当該申請書に添付している資料についても流量に関する情報は存在しない。
- (3) 「基準濁水流量」や「河川維持流量」について、河川管理者は河川法第 16 条により、水系ごとに長期的な河川整備の方針(河川整備方針)を定めておく必要があり、基準濁水流量や河川維持流量は当該方針の中で検討するものであるが、佐々川においては、河川整備方針を策定中であるため存在しない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のよう
に判断する。

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を明らかに
するとともに、公文書の開示及び情報提供等の推進に関し必要な事項を定めるこ
とにより、県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにし、県政に対する
理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進するこ
とを目的として制定されたものであり、公文書の開示請求にあつては、「原則公
開」の理念のもとに、条例の解釈及び運用に当たらなければならない。

2 本件対象文書の保有の有無について

当審査会において、実施機関に確認したところ、審査請求人が前記第2の1の
(1)で求めている文書は、平成24年3月31日までとする許可期間の更新がなされ
た翌年以降における県北振興局と佐々町との協議録であるが、毎年の許可期間の
更新については、水利権自体の変更申請もなく状況の変化もないということで、
口頭で取水実績を聞く程度であったとのことであり、保有していないとの実施機
関の説明に特段不合理な点は見受けられない。

同(2)の文書については、当審査会において、実施機関に対し、東部灌排水利権
の許可申請書を含め、その他全ての佐々川に関する水利権許可申請書及びその添
付資料に流量に関する情報がないのか、二度にわたり確認を求めたところ、これ
までに許可した全ての佐々川に関する水利権に関して調査したが情報はなかった
との説明があり、また、同(3)の文書についても、基準湧水流量や河川維持流量は
河川整備方針の中で検討するものであり、佐々川については現在策定中であるこ
とから、現時点において数値が示された文書は保有していないとのことであり、
保有していないという実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は見受けられな
い。

したがって、実施機関がこれを不開示決定（公文書不存在）としたのは妥当で
ある。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書、反論書及び意見陳述等において種々主張するが、
いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 付言

当審査会において、審査請求人は、開示請求した文書は、開示するかどうか難しい判断を要するものではなく、実際に全部開示された文書が22枚、部分開示された文書が3枚にすぎず、残りは不存在というのであるから、実施機関が条例第12条が最大認める通算60日まで期間延長したのは無用な引き伸ばしを図ったもので不当であると主張している。

当審査会において、実施機関に確認したところ、当時、本件開示請求以外にも多数の開示請求案件に対応しており、事務処理が滞っていたため期間を延長したとのことであった。

しかしながら、開示決定は可及的速やかに行うべきであり、実施機関においては、業務に著しい支障が生じない範囲で可能な限り迅速な決定に努めることが望まれるものである。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
令和元年5月31日	・実施機関から諮問書を受理
令和元年11月7日	・審査会（審査） *以降、諮問第103号事案と併合審査
令和元年11月26日	・審査会（実施機関聴取及び審査）
令和2年1月21日	・審査会（審査）
令和2年2月19日	・審査会（審査請求人口頭意見陳述及び審査）
令和2年3月5日	・審査会（審査）
令和2年6月5日	・審査会（実施機関聴取及び審査）
令和2年7月14日	・審査会（審査）
令和2年7月22日	・答申

長崎県情報公開審査会委員名簿

氏名	役職	備考
植木博路	弁護士	会長
菅宜紀	学識経験者	
佐藤烈	長崎新聞社取締役総務局長	
朝長真生子	司法書士	
藤野美保	長崎行政監視行政相談センター 行政相談委員	会長職務代理者